

2008年5月15日

排出量取引の会計・税務問題

村井秀樹

(日本大学)

I. 排出量取引会計基準の推移

- (1) アメリカ連邦エネルギー規制委員会の SO₂ 排出量取引の会計処理 (1993年3月)
- (2) PwC (プライスウォーターハウス・コーパーズ) と EPE(Enterprise pour l'Environnement)の報告書, *Options for the Accounting Recognition of Greenhouse Gas Emission Rights: French GAAP and IAS*, (2002年2月)
- (3) IETA (国際排出量取引協会)、イギリス排出量取引グループ、デロイト・トウシュ監査法人、Discussion Paper, *Accounting for carbon under the UK Emissions Trading Scheme*, (2002年5月)
- (4) 企業会計基準委員会 (ASBJ) 「実務対応報告第15号 排出権取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004年11月、改正2006年7月)
- (5) 国際財務報告解釈委員会(IFRIC)の「解釈指針第3号 排出権」(2004年12月、2005年5月撤回)
- (6) 環境省「排出削減クレジットにかかる会計処理検討調査事業」(2007年3月)

以下、これらの基準に関して、その会計処理の特徴点と問題点を簡潔に指摘しよう。

(1) アメリカ基準

まず、1993年3月に公表された、アメリカ連邦エネルギー規制委員会の SO₂ 排出量取引の会計処理基準について説明する。これはアメリカにおいて SO₂ 取引が開始された 1993年3月に、世界で初めて公表された排出量取引に関する会計基準である。しかもこの会計基準の内容は、イギリス、フランス、IFRIC、日本の排出量取引会計基準の先鞭をつけた「原型(モデル)」である。¹

まず、ここでは排出量の勘定を、流動資産の中に排出量棚卸資産 (allowance inventory) と留保排出量 (allowance withheld) とに区別している。後者の留保排出量勘定には、CAAA(Clean Air Act Amendment:修正大気浄化法)によって定められた EPA による留保分 (オークションによって割り当てられる 2.8%分) が相当する。

排出量を「燃料在庫」のサブ(補助)勘定で表示する方法もあるが、本来排出量は「燃料」ではないと考えられる。仮にそのような考え方に立脚すれば、プラント・コスト (建設費)

¹ アメリカ SO₂ 排出量取引に関しては、拙稿「アメリカにおける SO₂ 排出権取引会計基準の検討とインプリケーション～アメリカ連邦エネルギー規制委員会 SO₂ 排出権取引会計処理コミッション・ペーパーを中心として～」『会計学研究』 第18号 2004年11月を参照。

としての分類も考えられ、会計上、「資本的支出」（資産計上）として認識できるという。

また、排出量に工事進行基準を適用するといった会計処理も提示されている。しかし、その一方で、実際に排出量の総額がわずかであると「重要性の基準」から簿外資産となる可能性がある。さらに、投機目的によって実現した損益は非営業雑収入またはその他の控除科目で処理することとしている。

排出量の評価に関しては、取得原価で評価するとされている。すなわち、無償で割り当てられたものはゼロで評価し、購入した排出量は取得原価で評価する。無償取得したものを公正価値で評価するということも考えられるが、不当な水増し計上も起こり得る。コミッションの考えでは、注記でその対処が可能であると考えている。また、期末での排出量棚卸の評価には、低価法を適用する。その低価法は、正味実現可能価格（net realizable value）で評価するのが適切である。従って、当初認識は取得原価、その後は時価評価することになる。また、排出量の価格には、ブローカーフィーなどを算入しない。

ただし、排出コスト計上時に、もし当該コストに見合う排出量を保有していない場合、他から購入する義務があることから、以下のように仕訳をする。

(借方)	排出コスト	x x x	(貸方)	排出量	x x x
				排出量購入引当金	x x x

この会計基準の特徴は、1993年当時の公益企業を対象としたものであり、政府が各排出源の排出削減を法律上義務化し、明確な数量制限（上限）を設定されるのである。その結果、規制による負債（法的義務）と資産（排出量）が生み出された。したがって、前提となる制度の違いがあるために、一般の私企業の会計処理にこの基準を適用するかどうかは留意する必要がある。

(2) フランス基準

PwC と大手フランス企業の専門家グループから構成される EPE(Enterprises pour l'Environnement)が 2002 年 2 月に「温室効果ガス排出権の会計処理オプション～フランス GAAP と IAS～」を公表した。このフランス排出量取引基準は、その報告書のサブタイトルのとおり、現行の IAS の基準ならびに概念と整合性のある規定になっているのである。²

この内容の特徴をまとめると、①排出量が譲渡性を有する場合にのみ、資産として認識する。ただし排出量の法律的性質または税務処理については取り扱わない。②国による排出量の設定は、国に対する義務（負債）を形成する。③どのような排出量でも同じ資産勘定に計上され、権利付与日時点の適正価値で評価される。④排出量は時価評価される。⑤法定義務の担保として使用される排出量は、特に国に対する負債前払金として認識される。⑥設定目標の未達成に関連する負債は未確定なものに過ぎず、企業が温室効果ガスを排出しない限り会計処理をすべきではない。反対に、設定目標を超えた排出量については負債

² 詳細な解説は、大串卓矢「温室効果ガス排出権の会計処理—フランス会計基準および国際会計基準」『排出削減における会計および認定問題研究委員会報告書』（財）地球産業文化研究所 平成 15 年 3 月を参照。

計上される。このフランス基準の考え方が、後述する IFRIC 基準のベースとなったのである。

(3) イギリス基準

IETA とイギリス排出量取引グループとデロイト・トウシュ監査法人の3者が協力して2002年5月に、ディスカッション・ペーパー「イギリス排出権取引におけるカーボン会計」を作成した。³イギリスでは、CCL (Climate Change Levy) を減免することを条件に、2002年4月から本格的な排出量取引が実施されている。この排出量取引会計基準は、この UK ETS (イギリス排出量取引制度) を前提として作られたものである。この特徴は、①キャップ&トレード型の排出量取引制度を前提とし、②排出枠を金融資産として捉える。ただし、遵守目的は原価評価であり、売買目的は時価評価を行う。③負債の捉え方であるが、実際の排出量に応じて、それと同額の義務として認識し、引当計上をする。④排出量に係わる資産(allowance)と負債 (Emission liability)との、相殺計上は認めない。⑤奨励金は偶発資産として認識するが、ただし目標達成ができない場合は引当計上をする。⑥さらに、各章の終わりにディスカッションポイント (全部で7つ) が提示されている。

このイギリス基準では、キャップ&トレード方式が適用される直接参加者の排出量取引における負債の取り扱いが述べられている。ここでの論点は、無償で割り当てられた排出量は法的債務、契約上の債務になりうるので、割り当てられた際には、まず負債として認識する。さらにディスカッションポイント4では、イギリスの会計基準である FRS12号「引当金、偶発負債、偶発資産」にもとづいて、排出量を割り当てられた場合には、負債として認識する。この場合、企業が過去の事象の結果として現在の債務を持ち、経済的な便益の移動がその債務を解消することを要請され、その債務金額に対し信頼のある見積もりが可能なときには、引当金として認識される。さらに、現金または約因(consideration)を支払い、排出量を得た場合には、貸借対照表上に取得原価で計上される。しかし、排出量は金融商品と似ている性格を有する (ディスカッションポイント1) ので、資産ならびに負債も市場価値で評価される (ディスカッションポイント6) のではないかという考え方も明示している。

さらに、取得原価基準を取り入れている場合、無償取得の排出量の処理は、資産ではあるが取得価額0円である。これの代替案の会計処理として、チャリティーによる寄付・贈与として受け取った場合と同様に考え、FRS15号「有形固定資産」が適用できるという。これに基づけば、寄付または贈与はそれらが受け入れられた日の時価をもって資産として貸借対照表に認識される。その際、債務を示す意味で、再評価積立金を計上するという。(ディスカッションポイント6)

このイギリス基準はディスカッション・ペーパーという性格上、様々な代替案が示され

³ 詳細な解説は、田口聡志「英国排出枠取引に関する IETA ディスカッション・ペーパーについて」『前掲報告書』を参照。

ており、確定した基準を規定しているものではない。UK ETSは2002年からスタートし、京都議定書の第一次コミットメント期間である2008年の前の年である2007年までの5年間の限定的な国内排出量取引制度であるがゆえに、無償取得の排出量に関する取り扱いも確定的ではないのである。ここに、排出量取引制度設計と会計処理の連動性の重要性をみることができよう。

(4) ASBJ基準

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2004年11月30日に、「実務対応報告第15号」を公表した。この基準は、表題どおり実務上当面必要と考えられる会計処理について検討しているものである。したがって、現時点ではわが国はCap & Trade型の国内排出量取引を前提としていないため、政府からの割り当ての排出量に関しての会計処理基準が欠落している。また、排出量をデリバティブとして認識し、トレーディング目的に利用する場合は別途検討することとしている。⁴

さて、具体的な会計処理は、排出量の取得目的と取得方法に組み合わせで示している。すなわち、取得目的を①専ら第三者に販売する目的で取得する場合と②将来の自社使用を見込んで取得する場合の2目的にわけ、取得方法を(i)他者から購入する場合と(ii)出資を通じて取得する場合の2つの方法と、それらの組み合わせた4パターンに集約されている。以下、その論点を述べる。

まず、①専ら第三者に販売する目的の(i)他者から購入する場合では、通常の商品の購入と同様の処理を行う。すなわち、「棚卸資産」として取得原価で評価する。期末においては、強制評価減の要否あるいは低価法の適用を受けるのである。また(ii)出資を通じて取得する場合とは、CDMへ投資するカーボンファンドのように出資を通じて排出量をその成果分として取得する現物配当のことを指している。この場合、基本的には(i)と同様な処理が行われる。

次に、②将来の自社使用を見込んで取得する目的の(i)他者から購入する場合では、「無形固定資産」または「投資その他の資産」の購入として考え、減価償却は行わず、減損会計の適用を受けることが求められている。このように資産計上された排出量は、国別登録簿における償却口座に振り替えられた場合にその資産性が消滅する。その際には「販売費及び一般管理費」等の勘定科目で処理される。また、(ii)出資を通じて取得する場合の会計処理は、基本的には(i)と同様な処理が行われるのである。

このように、本基準での基本的なスタンスは排出量を金融投資として見ておらず、事業投資として考えている点にある。それゆえに、排出量の評価基準は時価評価ではなく、取得原価評価となるのである。しかし、すでに指摘したように、今日の排出量取引の国際市

⁴ この点に関し、勝山進編『環境会計の理論と実態』【第1版】中央経済社2004年3月において、筆者は排出量がデリバティブ取引(フォワード取引とオプション取引)に使用された場合の具体的な取引の流れに基づいた会計処理を提示した。

場はオプション取引等のデリバティブ取引が中心であることを鑑みれば、この一面的な考え方では不十分である。さらに、次の IFRIC 基準で触れるが、政府から初期割り当てされる排出量をどのように評価すべきであるかが、最も重要かつ難しい問題である。このような点を考慮した会計ルールを検討・作成することが早急な課題である。

ASBJ 実務対応報告第 15 号「排出権取引の会計処理に関する当面の扱い」

[付録 1] 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理の概要

	(1)他者から購入する場合	(2)出資を通じて取得する場合
① 契約締結時	仕訳なし	同 左
② 支出時	「前渡金」とする。ただし、取得前に売却できる場合には「棚卸資産」とすることができる。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
③ 排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による。ただし、明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否の検討を行う。	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による。ただし、減損処理の適用を検討する。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、通常の商品等の購入と同様に「前渡金」として会計処理するため、(1)に同じ。
④ 排出クレジット取得時	「棚卸資産」の取得として処理する。	
⑤ 排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による。ただし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は当期の費用として処理する。	
⑥ 販売時	「棚卸資産」の販売として処理する。	

[付録 2] 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理の概要

	(1)他者から購入する場合	(2)出資を通じて取得する場合
① 契約締結時	仕訳なし	同 左
② 支出時	無形固定資産を取得する前渡金であることから、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の区分に当該前渡金を示す適当な科目で計上する。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
③ 排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による。ただし、固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による。ただし、減損処理の適用を検討する。 なお、当該出資が排出クレジットの長期購入契約の締結及び前渡金支出と経済実質的には同じと考えられるものである場合には、(1)に同じ。
④ 排出クレジット取得時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理する。	
⑤ 排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(減価償却はしない。)。ただし、固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	
⑥ 第三者への売却時	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の売却として処理する。	
⑦ 自社使用(償却目的による政府保有口座への排出クレジットの移転)時	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上する。	

(5) IFRIC 基準

2004年12月、国際財務報告解釈委員会(IFRIC)は「解釈指針第3号 排出権」を公表した。これは、EU ETS (EU 域内排出量取引) を前提とした会計基準である。この特徴点は、

以下のとおりである。①割り当て排出量（排出枠）は、公正価値（市場価値）で評価する。②割り当て排出量の市場価値と、参加者（規制をうける企業）がその排出量購入に支払った価額との差額（ほとんどが無償である）は、政府からの補助金として認識される。この考えは、IAS 第 20 号「政府補助金の会計と開示」に準拠する。③そして、この補助金を排出量の割り当て期間と対応させて、繰延収益から実現収益へと振り替えていく。④保有する排出量については無形資産とする。⑤排出量に係わる負債と資産は連動しないので、相殺を禁じるというものである。

この IFRIC 基準に対し、損益計算書に不自然な変動を及ぼす (**Artificial volatility in the Income Statement**) という問題が指摘された。すなわち、割り当てられた排出量（資産側）は、その価値の変動を反映させる再評価は行わず、割り当てられた当初価額のままで評価する。しかしながら、企業が企業活動に伴って増大する排出量の増加量を負債として捉え、この負債をその排出量の現在の市場価値で評価する。このような処理によって、損益のミスマッチが生じるのである。この問題は、草案の段階から指摘されていた。これに対し、IFRIC は当初、EU ETS の市場動向の様子を見て (**wait and see**) から改正するとの見解を表明していた。しかし、実際の排出量取引の実体を反映していない会計基準であることが判明したため、2005 年 6 月の委員会でこの基準を取りやめる (**withdrawal**) ことを決定したのである。⁵

その後の進展として、IASB と FASB において、2007 年 12 月から共同で検討が進められている。FASB は、2003 年に EITA (Emerging Issues Task Force), EITF Issues03-14, Participants' Accounting for Emission Allowance under a "Cap and Trade Program" で検討を行ったが、2003 年 11 月に議題からはずした経緯がある。その時点での論点は 2 点あり、1 つは初期割当排出量を資産として認識するのかという論点であり、2 つめはそのときの資産の性格は何であるのかという点である。まず第 1 の論点であるが、初期割当排出量は「棚卸資産」であるが、評価額はゼロとしている。これは、酸性雨プログラムの Sox ならびに NOx の会計処理 (SFAS153 Exchange of Nonmonetary Assets Nov.2004) に準拠している。第 2 点目の論点であるが、排出量クレジットの性格は、棚卸資産か無形資産であるとし、SEC の立場としては継続的に会計処理をすればよいとしている。

現在、EU-ETS においては、実務上統一された会計処理が存在していないので、複数の異なる会計処理が行われている。(これに関しては、PriceWaterhouse Coopers, Troble-entry accounting, 22.May 2007 を参考にされたい)

⁵ この点に関しては

http://www.iasb.org/current/ifric.asp?showPageContent=no&xml=17_21_70_04072005.htm なお、公開草案と基準との詳細な比較解説は、黒川行治「国際財務報告解釈委員会「解釈指針第 3 号『排出権』の確定について—公開草案との対比—」『平成 16 年度 京都メカニズム促進のための会計関係論点に係る調査研究 報告書』(財)地球産業文化研究所 平成 17 年 3 月を参照されたい。

(6) 環境省基準

環境省は、2007年3月に「排出削減クレジットにかかる会計処理検討調査事業」を公表した。この内容は、下記のとおりである。(下記は、報告書から引用)

自主参加型排出量取引はキャップ・アンド・トレードと呼ばれる排出量取引の方法を採用している。キャップ・アンド・トレードの会計処理は大きく3つの考え方に整理できる。この会計処理の違いはキャップ・アンド・トレードの本質をどのように捉えるのかに起因する違いである。よって、このうち一つの会計処理方法を選択したとしても、キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引の状況変化を理由として、会計処理の選択を変更しなければならない可能性がでてくる。

そこで、本検討委員会では、キャップ・アンド・トレードの会計処理を無理に一つにすることはせず、3つの代替案を提案することにしたものである。

I. オフバランス方式

【考え方】オフバランス方式は、キャップ・アンド・トレード制度のもと、多くの企業は初期割当のクレジットをそのまま残し、足りない分を購入するという行動をとることを予想している。つまり、初期割当クレジットは事実上自由に処分できないので、会計上認識しないことになる(オフバランスされる)。この方式の考え方は、クレジットの途中売買を行う企業はまれであり、期末において余ったクレジット、足りないクレジットを清算する程度の取引を予定している。したがって、クレジットを積極的に貸借対照表に載せることはしない。

【特徴】この方式の長所は、キャップ・アンド・トレードに参加したことによりクレジットが資産計上されないため、制度開始前後での企業のバランスシートの整合性を保つことができる。一方、短所としては、期中の売買で、初期割当クレジットを売却する取引を行うと、オフバランス資産を売却する取引が発生してしまうこと。期末に初期割当クレジットが残ってしまうと、売却可能クレジットがオフバランス資産となってしまう。

II. 排出削減義務当初認識法(原価法と時価法)

【考え方】排出削減義務当初認識方式では、初期割当クレジットは排出削減義務を受け入れることの対価と捉える。つまり、排出削減義務を受け入れると同時に、その受入れクレジットの範囲内であればCO₂排出が可能となるクレジットが契約に基づき付与されると考える。期末ではCO₂排出実績に基づきクレジット納付義務量が確定され、その量の増減が費用もしくは収益となる。反対勘定のクレジットは初期割当を受けた時点以降、すぐにでも売却可能であり、会計上の資産であると考えられる。

【特徴】特徴としては、期中でも売却可能なクレジットを会計上認識することにある。これにより初期割当クレジットを売却した場合に、原価0の売却取引の発生を防ぐことができる。一方、初期割当クレジットを有償で実施した場合の会計処理とうまく整合が

とれないという欠点がある。なお、クレジットの評価には原価法と時価法両方が考えられる。

Ⅲ. CO₂ 排出費用認識法（原価法と時価法）

【考え方】CO₂ 排出費用認識方式では、キャップ・アンド・トレード方式のもとではCO₂を排出することが費用を発生させると考える。CO₂の排出は常にクレジットを消費する行為であることに着目している。費用発生反対勘定として、償却義務を認識するため、費用発生時と負債認識時点が同じとなる。また、初期のクレジット割当とCO₂の排出費用の認識とは別個の取引と考えるのも特徴である。クレジットは割当時に公正価値で測定するため、無償割当であっても有償割当でも同じ価格となる。

【特徴】多くの企業にとってキャップ・アンド・トレードへの参加は、CO₂排出を抑制させなければならないことを意味しているが、クレジットの初期割当時に補助金収入を計上することは企業の認識と異なるという欠点がある。優れている点としては、クレジットがオフバランスされないこと、有償割当排出量取引制度にも対応できることがある。

なお、税務上の問題に関しては、今回示した5つの会計処理案は、いずれも、企業会計の論理により考えられうる会計処理であると本委員会では考えている。企業会計と税法とは存在目的が異なるので、税法の観点から企業会計上の処理について、特定する必要はない。しかし、代替案の一部については現行税法との関係で、別途、調整が必要になる場合もあると予想されるので、税法との関係について留意したい。主たる留意点を2つ列挙することにする。

- ・資産的価値をもつ物は税法上も企業会計上も認識・計上することが望ましい。
- ・税法上の資産評価は取得原価評価が原則であり、時価法の適用は別表での調整が必要となろう。

Ⅱ. 排出量取引の税務上の留意点

- ・現在の税法では、「排出量取引」に関する具体的な特段の定めは設けられていない。したがって、実務対応報告第15号などの一般に認められた会計原則に基づいて計算された損益が課税所得の計算の基礎になる。

	法人税	消費税
排出量取得時	・購入による取得 ・プロジェクト直接参加	・国内取引 ・棚卸資産

	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドからの分配 ・プロジェクトの出資者 	<ul style="list-style-type: none"> ・無形固定資産
期末評価	<ul style="list-style-type: none"> ・棚卸資産の評価 ・無形固定資産の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の留意事項はなし
販売時	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の留意事項はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税取引 ・棚卸資産 ・無形固定資産
自社使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝費 ・国に対する寄付金 ・損金算入の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 無償による資産の譲渡

このほかに、信託を用いた場合の税制がある。

III. おわりに

◇排出量取引の制度設計それ自体が不確定であり、各国の排出量取引市場が 2008 年からの国際排出量取引市場にどのように連動するのか？その国際排出量取引制度自体によっては、会計基準も収斂化されてくる可能性がある。

◇収斂化に関しては、日本は 2007 年 8 月に「東京合意」を宣言した。これは、国際会計基準との相違点を 2011 年までに解消するというものである。前述したように、IASB と FASB が共同して排出量会計基準の形成に乗り出している。どのような会計基準が構築されるかは不明であるが、いずれにせよ、わが国も会計基準に大きな影響を及ぼすと考えられる。